

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。
 引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和4年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 385,636 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	身体障害者福祉費	15,295	11,470	3,825	609
		知的障害者福祉費	72,000	36,000	36,000	5,734
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	130,983	22,953	108,030	17,207
		障害者自立支援費	918,767	683,077	235,690	37,541
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,480,000	1,133,964	346,036	55,116
		児童福祉施設費	125,335	5,279	120,056	19,122
		児童措置費	880,093	608,652	271,441	43,235
	生活保護費	扶助費	580,450	448,368	132,082	21,038
	小 計		4,202,923	2,949,763	1,253,160	199,602
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	329,206	199,704	129,502
老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)			557,585	51,432	506,153	80,619
後期高齢者医療費			550,548	97,884	452,664	72,100
小 計		1,437,339	349,020	1,088,319	173,346	
保健衛生	保健衛生費	予防費	102,929	52,145	50,784	8,089
		保健活動費	24,406	20,900	3,506	558
		健康増進費	56,802	34,712	22,090	3,518
		地域医療対策費	3,281	0	3,281	523
	小 計		187,418	107,757	79,661	12,688
合 計		5,827,680	3,406,540	2,421,140	385,636	